破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４６号
佐賀県鹿島市大字高津原674番地３、住民票上の住所佐賀県鹿島市大字高津原393番地３
破産者　藤　　雅仁
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法1780番地10
破産者　蒲原　勇人
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺892番地２
破産者　久我　笑子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８６号
仙台市泉区南光台南１丁目２番15号　サンライフ202
破産者　大友　重人
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９８号
仙台市太白区袋原１丁目19番41号　プロンティ袋原Ⅰ102、開始決定時の住所仙台市青葉区吉成２丁目９番５号　Ｔ’Ｓハウス１
破産者　小畑　慎也
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２７号
仙台市泉区加茂２丁目23番地　県営加茂住宅７―102
破産者　庄子　那夫
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３４号
仙台市青葉区国見５丁目７番16―307号
破産者　父母　榮輔
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４０号
埼玉県戸田市笹目２丁目５番地の31　マンション花園105号室、旧住所埼玉県戸田市笹目南町19番15号
破産者　貞方　義博
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１８０号
広島県福山市藤江町972番地２
破産者　織田　隆治
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２９９９号
札幌市豊平区月寒東１条14丁目２番22―501号
破産者　千葉　悦子
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
宮城県気仙沼市南町２丁目２番12号
破産者　高橋　定志
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３４号
宮城県気仙沼市南町２丁目２番12号
破産者　高橋しづ江
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第３５号
宮城県気仙沼市南町２丁目２番12号
破産者　高橋えみ子
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２０４号
埼玉県川口市芝中田２丁目27番８号、破産手続開始時の住所埼玉県戸田市笹目１丁目30番地の27
破産者　井上　好巳
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
さいたま市浦和区元町３丁目21番13―305号、破産開始決定時の住所さいたま市浦和区皇山町13番11―206号
破産者　前田　　豊
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４１号
埼玉県戸田市美女木１丁目７番地の10
破産者　金巻　久雄
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４６号
さいたま市緑区大字中尾1172番地１　ヴァンベールグランデ102
破産者　長田谷保雄
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６８号
埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地　ハイデンス２―1015
破産者　安藤　　等
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係